大阪広域環境施設組合ごみ処理事業のひっ迫要因及び対応等に関する有識者会議開催要綱

（目的）

第１条　大阪広域環境施設組合におけるごみ処理事業のひっ迫に関して、外部有識者の意見を聴取し、その要因の分析・検証及び今後の安定的なごみ処理事業に向けた対応等の検討に資することを目的として、大阪広域環境施設組合ごみ処理事業のひっ迫要因及び対応等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

（聴取事項）

第２条　会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) ごみ処理事業のひっ迫要因の分析・検証に関すること

(2) 今後の安定的なごみ処理事業に向けた対応に関すること

(3) その他、第１条の目的を達成するために必要な事項

（会議の委員）

第３条　会議の委員は３名とし、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから管理者が委嘱する。

（守秘義務）

第４条　会議の委員等は、会議の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、本組合が公表した情報についてはこの限りではない。

（座長）

第５条　会議の座長は、委員の互選により定める。

２　座長は、会議の議事を進行する。

３　座長に事故がある場合又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議の開催）

第６条　会議の招集は、大阪広域環境施設組合事務局長（以下、「事務局長」という。）が行う。

２　事務局長は、必要があると認めるときは、随時に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

３　座長が必要と認める場合は、会議をウェブ会議の方法（委員の全部又は一部がインターネットを通じて相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催できるものとする。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したものとみなすものとする。

４　事務局長は、やむを得ない理由があるときは、各委員に個別に意見を聴くことで開催に代えることができる。

（開催期限）

第７条　会議の開催期限は、施行日から令和９年３月 31 日までとする。

（事務局）

第８条　会議の事務局は、施設部施設管理課が担う。

（施行の細則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局長において定める。

附 則

この要綱は、令和８年 11 月２日から施行する。